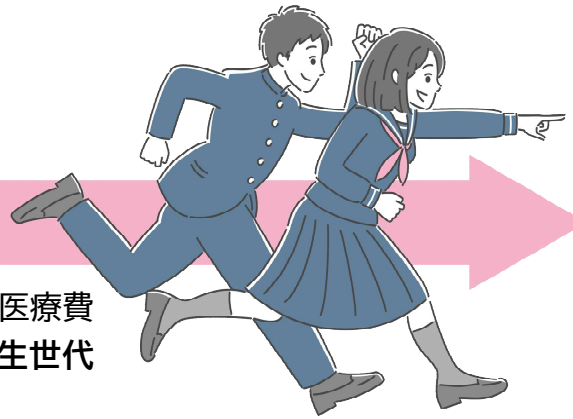


令和6年
10月から

高校生世代まで



入院医療費 自己負担がゼロに

筑後市では、令和6年10月1日診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢を「中学3年生まで」から「高校生世代まで」に拡大します。

さらに高校生世代までの入院について、医療証の種類を問わず、自己負担なしになります。

※「高校生世代まで」…18歳に到達後、最初の3月31日まで(学生ではない人も対象です)

子ども医療費助成制度の改正

◆令和6年9月30日まで

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
就学前	自己負担なし	自己負担なし
小・中学生	1日500円 (月7日限度)	月1,200円 まで
高校生世代	(助成なし)	(助成なし)

◆令和6年10月1日から

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
就学前	自己負担なし	自己負担なし
小・中学生	自己負担なし	月1,000円 まで
高校生世代	自己負担なし	月1,000円 まで

重度障害者医療費助成制度の改正

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
小・中学生	自己負担なし	月500円 まで
高校生世代	自己負担なし	

ひとり親家庭等医療費助成制度の改正

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
小・中学生	自己負担なし	月800円 まで
高校生世代	自己負担なし	

- 健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、上記の費用を除いた額を助成します。
- 薬局での自己負担はありません。
- 入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。
- 未熟児養育医療などの公費負担が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

子ども医療費の助成を受けられる人

保護者の住民票が筑後市にあり、健康保険に加入している「高校生世代まで」の人が対象です。

- 保護者の所得制限はありません。
- 生活保護を受給されている人は、助成を受けることができません。
- 重度障害者医療費やひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。

申請が必要な人

《高校生世代》

- 中学3年生の年度末まで筑後市の子ども医療費助成を受けていた人は、原則、申請は不要です。
- 令和6年6月30日時点で筑後市に住民票があり、申請手続きが必要な人には、令和6年7月中旬に「子ども医療費受給資格認定申請書」を送付予定です。
- 令和6年7月1日以降に筑後市へ転入した人は、筑後市役所市民課公費医療担当へ申請が必要です。
- 保護者の住所が筑後市にあり、子どもは市外に住民票がある場合、筑後市の子ども医療証を持つことができる場合があります。市民課公費医療担当へお問合せください。

《中学3年生までのお子さん》

- 現在、子ども医療証をお持ちの場合、申請手続きは不要です。

《重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方》

- 申請手続きは不要です。

医療証について

- 子ども医療証(黄色)、重度障害者医療証(ピンク)、ひとり親家庭等医療証(オレンジ)は、令和6年9月末までに送付します。

